

令和3年9月7日

令和3年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

令和3年第3回 岬町議会定例会第3日会議録

○令和3年9月7日（火）午前10時45分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

2番 谷崎整史	3番 奥野学	4番 中原晶
5番 坂原正勝	6番 反保多喜男	7番 辻下正純
8番 小川日出夫	9番 竹原伸晃	10番 和田勝弘
11番 出口実	12番 道工晴久	

欠席議員 0名、欠員 1名、傍聴 2名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	増田 明	
副 町 長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副 町 長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教 育 長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総 務 部 長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子
しあわせ創造部長	松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
都市整備部長	奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠
教育次長兼指導課長	澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年8月17日から9月7日（22日）

○会議録署名議員

6番 反保多喜男 7番 辻下正純

議事日程

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 三常任委員長報告 |
| 日程第 2 議案第69号 | 令和3年度岬町一般会計補正予算（第7次）について |
| 日程第 3 議案第70号 | 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 4 議員提出議案第3号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第 5 議員提出議案第4号 | 第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書 |

(午前10時45分 開会)

○道工晴久議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和3年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時45分です。

本日の出席議員は11名です。欠員1名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

8月20日の本会議において厚生、総務文教、事業の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

8月20日の本会議において、本委員会に付託されました10件の案件については、8月24日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答などの詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照願います。

議案第54号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第55号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第58号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第59号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議に

については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第61号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第65号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第2号、令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第3号、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第6号、令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川日出夫総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

8月20日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件については、8月25日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41号第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第54号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第5次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決さ

れました。

議案第56号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）については、本委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第62号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第63号、岬町立集会所条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第7号、令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから、認定第9号、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり、3件とも質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8件の案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、谷崎整史君。

○谷崎整史事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

8月20日の本会議において本委員会に付託されました7件の案件について、8月26日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付の委員会記録のとおりでありますのでご参照願います。

議案第54号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第57号、工事請負契約の締結について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）は委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第60号、町道路線の廃止及び認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第64号、岬町立みさき公園条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対・賛成討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第4号、令和2年度岬町下水道事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第5号、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7件の案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、事業委員会委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君、反対、賛成どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第54号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について、反対の立場で討論に参加いたします。

本案件の提案の中には、新型コロナワクチン接種の追加負担金や災害対策など、適切な予算が認められるものであります。

しかしながら、厚生委員会でも申し上げたとおり、もう一方で、デジタル関連法の岬町における具体化が含まれていることから、利便性が向上する一方で、住民情報が国に掌握され、本人の知らないところで利活用されるおそれがあるため賛同できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第54号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

去る8月20日に議長に委任されました第54号議案及び第68号議案の計数整理につきましては、お手元の計数整理表のとおりでございますのでご了承願います。

よって、既に可決された第68号議案「令和3年度岬町一般会計補正予算(第6次)」は、(第5次)となり、ただいま可決されました第54号議案「令和3年度岬町一般会計補正予算(第5次)」は(第6次)となりましたので報告をいたします。

続いて、議案第55号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第55号は可決されました。

続いて、議案第56号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号「工事請負契約の締結について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）」についての討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第58号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する

る協議について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号「町道路線の廃止及び認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第60号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第61号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、賛同できないと考える立場から討論に参加します。

委員会でも、また本会議でも説明があったとおり、対象となる事業所は現在のところ町内には存在しないということですので、すぐに何らかの影響が及ぶことは考えられないという状況にあります。

しかしながら、将来にわたっての影響を考えると、もし対象となる事業所が設置されるということになった場合に、基準の緩和が可能であり、保育水準等が後退されかねない事態を生むという懸念が拭えませんので、賛同できないと考えるものであります。

子どもたちの安全・安心の保育環境を確保することを改めて求めて、賛同しかねる立場を表明するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第61号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第62号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号「岬町立集会所条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第63号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号「岬町立みさき公園条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、竹原君どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第64号、岬町立みさき公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

8月26日の事業委員会においても賛成討論をさせていただきました。

みさき公園の利用に関しまして金額を決めておくという内容でございます。

私、この定例会の初日におきまして、一般質問で、暫定利用の間でも町民並びにみさき公園を愛する方にしっかりと使っていただいて、みさき公園を、岬町を盛り上げていきたいと思いますと言わせていただきましたが、それを具体的に決めていくのがこの条例であったのかと思っております。

また、事業者を決めた後、選定する間もそうなのですが、町の収入となるということを決めている。泉南市のロングパークにおいてはあまり市の収入にならないのだということも聞いている中、岬町としては次の事業者としっかり手を携えて町の収入としていく、これが明らかになった、それが第一に賛成と思っている気持ちでございます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第64号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第65号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、先ほど議案第61号で申し上げた趣旨と同様の考えから賛同しかねるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第65号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号、「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛同しかねる立場でございます。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論を行います。

2020年度の一般会計決算については、コロナ禍の下で、国からの予算も活用し、住民本位の多様な事業を行ってきたと認めるものであります。

予算審査の折に評価をしたコミュニティバスや子育て支援策の拡充、学校トイレの年次的な改修も計画的に進められてきたと確認をさせていただいたところであります。

加えて、コロナ対策として保育所や学校園での給食費の無償化や水道基本料金の半額減免、暮らし応援商品券の配布や事業者支援金制度の創設と拡充など、住民の暮らしを支える様々な施策を行ってきたことを前向きに評価しております。

しかしながら、かねてから指摘し改善を求めている就学援助制度の拡充や各種相談事業の不均衡の改善などは、昨年度においても前向きな見直しがなされませんでした。

各種相談事業においては詳細な資料もご提出をいただき、様々な努力が行われていることも確認をいたしました。相談件数に応じた均衡を図る努力は残念ながら見受けられませんでした。

また、大阪府の福祉医療制度の改定においては、老人医療費助成制度の廃止に伴う実効ある手立てを求めてきましたが、それもなされませんでした。

大阪府に対して、利用者の立場で建議した姿勢については大いに評価するところではありますが、具体的な救済措置が取られず、今後の受診抑制につながらないかと懸念される所でもあります。

さらに、デジタル関連法に関わっては、住民情報が政府に管理され、利用される危険性があるにもかかわらず、国の指示どおりに粛々と事務が進められており、今後、住民への重大な不利益が発生しないか大いに懸念される所でもあります。

岬町には、最も身近な地方自治体として、政府や大阪府による攻撃から住民を守る役割を求められており、様々な努力は認めるところではありますが、コロナ禍の下で一層苦しめられている住民や事業者を守る手立てとしては不十分であることが残されており、認定には賛同しかねる立場であります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成討論です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

令和2年度の決算につきまして、コロナによって、コロナ感染症対策によってかなり影響の出た内容であったと思います。

当初予算組みをしたときは内容がやはり変わってきたということが、ありありと決算書に表れていました。

理事者の皆様には、担当として大変苦勞されたのではないかと理解させていただいております。

今回の決算認定において、各説明をしっかりと聞かせていただいたところ、行政の説明を理解する

ものであって、予算の執行においても正確に行われていたと理解しております。

今後、まだまだコロナの影響が続いてまいります。令和3年度も大変だと思いますが、この令和2年度の決算を算定させていただいて、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいという観点から討論をさせていただきました。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 委員会では賛成したのですが、今日は反対なのです。首をかしげていますけれど、その理由を今から言います。

○道工晴久議長 それではどうぞ。

○中原 晶議員 いいですか、すみません。

認定第2号、令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場に変わった理由も含めて討論に参加したいと思います。

理由は、委員会で私が聞き間違えていたことなのです。

説明もいたします。

私は、毎度毎度払いたくても払えない高い保険料のことを問題にして、少しでも引下げができないかということを委員会でも確認をいつもさせていただいているところでございます。

その中で、委員会記録を確認したときに初めて、自分が勘違いしていたことに気がつきました。

この報告をされた決算書に示されているところで見ますと、前年度比で、保険料については若干ではありますが、年間2,000円余りということでありましたが、上昇という結果になっていたということ、私、勘違いしておりました、引下げが実行されたのだと勝手に思い

込んでおりました。失礼いたしました。

それで、子どもの均等割については委員会のときにも確認させていただいたとおり、2022年度から減額措置がなされるということを確認させていただきまして、それは歓迎されるところかと思えますけれども、かねてから改善を求めている人間ドックや脳ドックについては、コロナの影響もあり、受診者数の激減ということも確認をさせていただいたところでもあります。

この人間ドックや脳ドックについては、補助額の上限の引上げをこの場でも改めて求めるところではありますが、賛成できない理由の最大の要因としては、加入者の最大の願いである保険料の引下げがなされなかったところにあることを申し上げて、賛同しかねるということにさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、認定第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 認定第3号、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論に参加いたします。

後期高齢者医療制度については、75歳という年齢で強制的に加入させられる制度であり、制度ができた当初から廃止を求めてきた立場であります。

低所得者の軽減措置の縮減が段階的に進められており、2020年度については一定の見直しを図られたとはいえ、若干ながら負担を増やす結果にならざるを得なかったということが厚生委

員会で確認されたところであります。

町独自の努力が極めて困難であるということは理解するものでありますが、75歳を迎えたら強制的に加入させられ、保険料引上げのもとに置かれている方々の立場を考えると承認できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号「令和2年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号「令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 それでは、どうぞ。

○中原 晶議員 認定第6号、令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論に参加いたします。

厚生委員会で様々な運営上の努力については確認をさせていただいたところであります。

介護保険の制度上の改悪の影響が利用者に及ばないように工夫をされて運用されているというように、その点については評価をしております。

しかしながら、昨年度においては、加入者は引き上げられた高い保険料の下に置かれており、度重なる介護保険の制度上の改悪の影響も懸念されるところであります。

保険料の引下げと制度そのものの改善を求める立場から、賛同しかねると考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、認定第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第7号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第8号「令和2年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

以上で、3常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、大変ご苦労様でした。

○道工晴久議長 日程第2、議案第69号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第69号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」をご説明いたします。

本補正予算の内容といたしましては、町内の三つの小学校体育館の空調設備の整備に係る経費及び8月17日から19日にかけての大雨による被災箇所への災害復旧にかかる経費などを計上するものでございます。

なお、小学校体育館空調整備事業につきましては、8月17日に補助事業としての採択の内示を受け、早期に事業着手する必要があること。また、町道や林道などの災害復旧事業につきましては、被災箇所を速やかに復旧する必要があることから、本日、追加議案として上程させていただいたものでございます。

何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,441万9,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,380万6,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、小学校体育館空調整備事業に充当するため、一般財団法人エルピーガス振興センターの石油ガス災害バルク等導入事業費補助金の交付決定に伴い、5,171万9,000円を計上いたしております。

町債といたしましては、小学校体育館空調整備事業に充当するための小学校整備事業債7,9

20万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

土木費といたしまして、33万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、8月17日から19日にかけての大雨により、淡輪17区地内にある既設のスクリーンに大量のごみが堆積し、水路があふれたため、上流にスクリーンを新たに設置するなどの水路改修工事25万9,000円を、今後の豪雨、台風対策として土のうを補充するための消耗品費7万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、1億3,100万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、町内の淡輪、深日、多奈川の三つの小学校の体育館はいずれも町の指定避難所であり、避難者が安心して一時的に生活する施設として重要な役割を果たすとともに、学校教育における体育の授業の熱中症対策として各小学校の体育館に空調を整備するもので、LPガス空調機器及びLPガス発電機などの整備に必要な経費として、小学校体育館空調設置工事監理業務委託料300万円を、淡輪小学校体育館空調設置工事4,400万円を、深日小学校体育館空調設置工事4,300万円を、多奈川小学校体育館空調設置工事4,100万円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費といたしまして1,338万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも8月17日から19日にかけての大雨による被災箇所への災害復旧に係る経費を計上するもので、公共土木施設災害復旧費といたしまして、町道西畑線及び町道犬飼中央線の各路線に係る災害復旧工事として町道西畑線外災害復旧工事462万8,000円を、農林水産業施設災害復旧費といたしましては、林道逢帰線の災害復旧にかかる国費申請に必要な測量設計業務委託料550万7,000円を、林道長谷線、林道本谷線、林道孝子犬飼谷線、林道逢帰線の各路線に係る災害復旧工事として林道長谷線外災害復旧工事270万6,000円を、その他公共施設・公用施設災害復旧費といたしましては、深日地区内の町有地である坊の山の土砂崩れ対策等にかかる災害復旧工事54万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

小学校体育館空調整備事業の実施に伴い、小学校整備事業の起債限度額7,920万円を新たに追加するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 別冊の補足説明資料の6ページ、概要が載っておりますが、その中の設置機器でLPガス50キロボンベ16本と記載がありますが、ボンベ16本を常時設置することですが、これを停電時にフル稼働した場合、何日分の燃料となるのでしょうか、それだけ確認させてください。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

ボンベ16本となっておりますけれども、8本を交互に使用するということになっております。

8本使用した場合、3日間使用できるということになっております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 各小学校の体育館にエアコンの設置ということで説明をお聞きさせていただくと、8月17日に補助事業を設定したと、そこからスピード感をもって最終日に向けて取り組んでいただいて、補正予算、今回審議させていただきます。

この中で2点質問をさせていただきます。

計画があると思いますが、この淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校以外に、岬町にほかに体育館とありましたら岬中学校並びに町民体育館がございます。

この計画に変わりがあるのか、ここにもエアコンを設置するという計画があったと思うのですが、このスケジュールを教えていただきたいのと、あと、この3小学校に設置した後、小学生が使うのもそうなのですが、また避難された方が使うのもそうなのですが、普段から子どもの、学童のためにいろいろな団体が使われていると思います。そういう方にも使っていただけるのかどうか。また、使っていただくのに、このエアコンは無料なのか有料なのか、どういった方法で料金を徴収するのか、決まっているのなら教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今後の予定につきましては、まだ正式には決定しておりませんが、避難所に指定されて

おります町民体育館、岬中学校体育館につきましても、引き続き空調機器を設置したいと考えておりますが、今後、国の補助金の予定や町の財政状況も含めて、引き続き財政当局と協議させていただきたいと考えております。

一般利用につきましては、申し訳ございませんが、コインタイマーを設置して、有料で使用していただこうと考えております。

利用料金につきましては、現時点では確定しておりませんが、先進自治体の利用料金を参考に決定させていただきたいと考えております。

○道工晴久議長 次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 11ページの淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校で、この金額が100万円、200万円と違うのですが、これはどういうわけか。同じものをすると思うのですが、どういう理由で下がっているのか。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

参考資料にありますように、室外機、室内機、発電機等につきましては、各学校同一なんですけれども、配管工事とか電気工事が各体育館の設備によって違いますので、その部分で金額に若干差が出ているということになっております。

○道工晴久議長 和田議員、よろしいですか。

和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 もう少しほかに理由はないのですか。

それであつたら、配管と何とが変わるといふその理由は分かるのですけれども、広さもあまり変わらないし、配管がとかそのように言っていますけれども、それで結構ですが、同じような建物で同じような格好でどうしてかと思われましたので。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 各小学校の体育館の空調設置工事についてお尋ねします。

工事期間をどのように計画されているのか、普段の授業や様々な団体の利用に制約が及ばないのかお聞きしたいと思います。

それから、ランニングコストの問題で、LPガス式ということで、頂いた資料を拝見いたしますと、メリットもあるのだということをお聞きしながら見せていただいております。

一般的にLPガスと聞くと、何か高いのではないかとつい考えてしまうのですが、そのとこ

ろはどのようなでしょう。

設置されるという場合は、初期投資についてもいろいろ気になるころではありますが、維持管理においても経費ができるだけ節減できるようにと考えるもので、LPガスと聞くとすぐに高いのではないかと思ってしまうので、そこはお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今後の予定につきましては、本日、議決いただきました後に、速やかに入札手続きに入りまして契約した後、工事完了は1月末をめどに考えております。

工事実施につきましては、体育館を使用するに当たっては約1週間程度使用できない期間が生じるかなと思っております。

使用できない期間につきまして、学校と調整させていただきたいと思っております。

ランニングコストについてですけれども、試算しましたところ、ガス方式につきましてはほとんど電気代がかかってこないということで、代わりにプロパンガス代が必要になってくるのですが、計算しまして、ガス方式ですと1時間当たり761円ぐらいになります。電気式では1時間当たり1,058円ぐらいと試算しております。

ということで、ランニングコストにつきましてはガス式のほうが安いと考えております。

○道工晴久議長 よろしいですか、中原君。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

奥野君、どうぞ。

○奥野 学議員 賛成討論を行います。

平成30年9月4日、台風21号により泉州一帯は大災害に見舞われました。

岬町においても長期間停電となり、エアコンなど一切使用できなくなりました。

私は、その夜も大変蒸し暑くて自家用車に逃げ込みました。その台風21号の通過時、各小学校体育館に避難所が開設されました。

そのとき、避難された方から、後から体育館内も大変蒸し暑くてたまらなかったということをお聞きいたしました。

その後、町内のイベントで1枚の防災チラシを手に入れました。その中に、箕面市内の小中学校体育館に停電時でもLPガスにより自家発電装置によるエアコンにより快適に過ごすことができたとの記事を目にいたしました。

そして、令和2年1月15日に坂原議員、小川議員、そして私、奥野の3人で箕面市役所を訪問し、箕面市立小中学校エアコン設置の取組について岬町への導入を目指し視察に訪れました。

また、設置済み小学校体育館のエアコン装置の見学もさせていただきました。

その後、教育委員会、学校教育課に申入れを行い、理解を得て、令和2年度、設計をしていただき、並行して補助金申請をしていただきましたおかげで、本年度に多額の補助金を付けていただきました。

松井学校教育課長には大変ご尽力をいただきありがとうございました。

この装置ができることにより、停電時でもLPガス式のエアコンにより快適に避難することができることとなります。

また、児童たちにおいても、熱中症対策のため体育館内で体育の授業ができることとなります。よって、各地区の避難所、各小学校の児童の体育授業等が安全に行うことができます。

その設備設置に関する予算を含めた令和3年度一般会計補正予算（第7次）については大賛成といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 私も賛成の立場で討論させていただきます。

○道工晴久議長 どうぞ。

○竹原伸晃議員 質疑でも言いましたけれども、このエアコン設置に関しまして、早急に取り組んでいただいたこと、これをとても評価させていただきたいと思います。

奥野議員からもその効果というのを述べられておりましたが、まさにそのとおりで、これから岬町は子育て世代をしっかりと他の地域から移住促進をしていくために、やはり設備が整っていることが何よりも必要であり、それをハード面から支えていくこの予算については賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 賛成です。

災害対策として6日ぐらいですか、16本で。対応としてはすばらしいと思います。

ただ、LPガスというのは非常に基本的に高価で、また爆発的な性質も持ちますので、LPガス発電機による動力となっていると思いますので、今後、太陽光による電気供給も考えていただいたらいかかかと思えます。

要望として申し上げます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 賛成です。

先ほど奥野議員からもございましたが、3人で現地に視察に行つてまいりました。私が代表して一般質問をさせていただきました。

今回これが履行されるということによって、岬町の未来を託す子どもたちの安全も図れる、災害時には避難した住人の安全も図れる、快適そうですということで非常に結構かと思えます。

その補助金申請についても大変苦労されたと伺っております。ぜひ前向きに、早急に進めていただきますよう、よろしくお願ひします。賛成です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

以上で討論を終わります。

これより、議案第69号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第70号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第3、議案第70号岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、戸口万壽美氏は、令和3年9

月7日付で辞任されましたので、同氏の後任として西田明枝氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏の住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2903番地、生年月日は昭和17年10月9日生まれです。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

委員の任期につきましては、地方税法第423条第6項により、前委員の残任期間となり、令和5年6月17日までとなっております。

よろしくご審議の上、西田明枝氏の選任についてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第70号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議員提出議案第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

提案者、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 竹原伸晃

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 和田 勝弘

辻下 正純

反保多喜男

谷崎 整史

小川日出夫

坂原 正勝

奥野 学

出口 実

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産

税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月7日 大阪府泉南郡岬町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

なお、質疑がありましたら自席で受けさせていただきます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 全体としては必要な内容が盛り込まれている意見書である、というように受け止めています。

それで、お尋ねしたいのは、項目の2番と4番なのですね。

ぱっと見たところ、2番でいうと、コロナ対策として固定資産税の特例が設けられたわけなのですね。

それで、4番については自動車税や軽自動車税の環境性能割の臨時的な軽減ということで、住民的に見ますと、プラスになる制度のことが触れられているのですね。

それで、この文章の最後に、期限の到来をもって確実に終了することとか、さらなる延長は断じて行わないことという表現のみを見ますと、住民にとっては利益となるような制度そのものが廃止されるのではなかろうかというように最初は読んだのですが、そういうことではないと受け止めていいのか、お尋ねしたいということが一つです。

それから、項目の二つ目の、固定資産税のコロナ特例の実績をもしご存じでしたらお聞きしたいと思います。

売上げの減少に伴って事業所の固定資産税が全額であったり半額であったり軽減される、という制度でありますけれども、岬町内でどのような実態にあるのか、もしご存じでしたらこの機会にお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 質問の一つ目で、書き方について、ぱっと見たところ、私もこれは意見書としてどうかと思ったところがございますが、よくよく読んでみますと、小手先の税を軽くするというよりも、しっかりと国で財源を設けてそこに付けなさいというように読み取れます。

それは、この1、2、3、4、5とある前段の部分において、税制改正というより、社会保障で対応すべきだというように読み取れますので、中原議員が言われたように心配のないところかというように読み取っております。

何より、全国町村議長会からの提案でございますので、この辺はしっかりとなされていると確認させていただいております。

そして、二つ目でありますコロナ特例の実態といたしますか、そこまでは私自身、まだ把握しておりませんので、分かるのであればここにおられる理事者の方に答弁をいただきますが、それはどうでしょうかというところでございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

すみません、皆さんにお諮りします。

12時になります、あと、残りも少しでございますので、若干延長させていただいてご審議いただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは質疑もありませんので、これで質疑を終わります。

それでは、次に討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方はございませんか。

中原君、どうぞ。

○中原 晶議員 議員提出議案第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充

実を求める意見書に対して、賛同の立場で討論に参加いたします。

先ほど確認させていただいたとおり、コロナ特例の固定資産税の減免や自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減においては、制度そのものの廃止を求めているわけではなく、制度の維持のためにも国の財源を確実に地方に渡すようにという保証を求めているものであるということが理解できました。

項目の一つ目と五つ目については賛同する立場でありますし、初めの本文のところに書かれているデジタル化という言葉については、デジタル関連法の具体化が少し懸念されるところではありますが、内容に注意しながら進めていただきたいと思います問題ではありますが、全体としては、地方においてしっかりと住民の皆さんにコロナ対策を行うための財源の確保を求めるものと理解するものであり、必要な意見書であると考えているものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論終わります。

これより、議員提出議案第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第5、議員提出議案第4号「第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

提案者、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第4号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者 竹原伸晃

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 和田 勝弘

奥野 学
谷崎 整史
出口 実
小川日出夫
反保多喜男
中原 晶
坂原 正勝
辻下 正純

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書（案）

平素は本町の交通安全対策や安心安全なまちづくりに、ご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のように第二阪和国道が開通し、本町住民の日常生活のアクセスや利便性が向上したことは、大変喜ばしいことであります。しかし、孝子ランプ交差点においては地形上見通しが悪く、特に和歌山方面からランプを降り右左折する際には、府道を走る車両と接触する恐れがあると町内の住民より多数の意見を頂いており、実際に接触事故も発生している状況となっております。

このことから、本町議会としましては車両の円滑な通行並びに通行者の安全を確保するうえで信号機設置の必要性を認識しております。

令和2年10月14日付で大阪府警察本部並びに大阪府公安委員会に信号機設置要望書を提出しており、府道752号線の道路の路面上に注意喚起の道路表示をしていただきましたが、未だ危険な状態は続いています。

町民はもとより道路利用者の通行の安全を守る観点から信号機設置の早期の対策が必要であると考えております。

本町議会としましては、交通事故による危険を回避するためにも、一日も早い信号機の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月7日 大阪府泉南郡岬町議会

提出先は大阪府警察本部、大阪府公安委員会であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議員提出議案第4号「第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第4号は可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回岬町議会定例会を閉会します。慎重審議、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

(午後0時07分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年9月7日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 正 純